

# 特定事業計画の 申請状況、認定状況について

# 1. 特定事業計画認定申請状況、認定状況

平成23年5月19日現在

営業区域名	地域計画 合意	事業者数 (H23.5.19現在)	申 請 状 況				認 定 状 況			
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			認定者数	うち事業再構築を定めた者		
				申請者数	減車数	休車数		認定者数	減車数	休車数
水戸県央交通圏	H22.3.12	48	50	12	21	0	50	12	21	0
県南交通圏	H22.3.19	74	76	10	16	0	76	9	15	0
県西交通圏	H22.4.22	49	48	8	8	1	48	8	8	1
県北交通圏	H22.9.16	34	33	12	28	1	33	11	27	1

※事業再構築の申請状況と認定状況の差は、追加申請によるものである。

営業区域名	基準車両数 ①	現在車両数 ②	減車率 ②/①	申請された 減・休車が 全て実施 された場 合の車両数 ③	減車率 ③/①	適正と考えられる 車 両 数	基準車両数と適正と 考えられる車両数との 乖 離
水戸県央交通圏	855	787	8.0%	785	8.2%	600 ~ 650	約24% ~ 約30%
県南交通圏	1,068	980	8.2%	978	8.4%	700 ~ 850	約20% ~ 約35%
県西交通圏	477	432	9.4%	429	10.1%	300 ~ 350	約26% ~ 約37%
県北交通圏	544	536	1.5%	515	5.3%	350 ~ 460	約15% ~ 約35%

## 2. 特定事業の項目ごとの認定状況

### ① 水戸県央交通圏 1/2

特 定 事 業 計 画	事業者数 (重複あり)
<b>① タクシーサービスの活性化</b>	
顧客満足度調査の実施と改善状況の把握	42
サービス向上のための教育・研修の充実	45
地理教育の徹底	39
短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び利用者へのPR	46
ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布	45
チャイルドシートの導入	35
ケア輸送サービス従事者研修の受講の促進	15
事業者における自社WEBサイトの開設	22
優良運転者表彰制度の活用・推薦の促進	45
高齢者を対象とした新たな輸送需要の開拓	1
タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	38
<b>② 安全性の維持・向上</b>	
運輸安全マネジメント講習の受講	35
映像記録型ドライブレコーダーの導入	26
ドライブレコーダー等を活用した事故防止教育の実施	25
アルコールチェッカーの導入	36
安全運転講習会の受講	43
緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育	4
街頭指導の推進	38
<b>③ 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上</b>	
地方自治体主体の運行による他の交通機関との連携による新たなサービスの創出	3
輸送障害時における代替輸送の連携強化	32

## 2. 特定事業の項目ごとの認定状況

### ① 水戸県央交通圏 2/2

特 定 事 業 計 画	事業者数 (重複あり)
<b>④ 観光への取組み</b>	
観光タクシーの運行	10
従来型とは違う観光ルートの創出	19
観光ドライバーの育成	28
観光タクシー乗務員講習会の実施	24
接客サービス講習会の実施	44
外国語指差しシートを作成、携行と車体表示	45
観光モデル事業への取組み	7
<b>⑤ 環境問題への貢献</b>	
ハイブリッド車、EV車等低公害車の導入促進	3
アイドリングストップ運動の推進	34
ノーマイカーデーの推進	34
<b>⑥ 防災・防犯対策への貢献</b>	
都市における治安維持への協力	41
都市における防災への協力	42
都市における防犯への協力	41
こども110番への協力	45
<b>⑦ 事業経営の活性化、効率化</b>	
部品や燃料などの共同購入の推進による経費の圧縮	31
<b>⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上</b>	
勤務体系及び勤務待遇・乗務員負担制度の見直し	33
若年労働者の積極的な雇用の促進	34
防犯訓練の実施	36
防犯カメラの導入	11
防犯仕切版の導入	34

## 2. 特定事業の項目ごとの認定状況

### ② 県南交通圏 1/2

特 定 事 業 計 画	事業者数 (重複あり)
<b>① タクシーサービスの活性化</b>	
顧客満足度調査の実施と改善状況の把握	45
サービス向上のための教育・研修の充実	51
地理教育の徹底	38
短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び利用者へのPR	54
ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布	61
チャイルドシートの導入	16
ケア輸送サービス従事者研修の受講の促進	1
事業者における自社WEBサイトの開設	6
優良運転者表彰制度の活用・推薦の促進	41
<b>② 安全性の維持・向上</b>	
運輸安全マネジメント講習の受講	8
映像記録型ドライブレコーダーの導入の促進	6
ドライブレコーダー等を活用した事故防止教育の実施	9
アルコールチェッカーの導入	27
安全運転講習会の受講	21
交通事故ゼロ運動等の実施	31
緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育	52
<b>③ 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上</b>	
輸送障害時における代替輸送の連携強化	21

## 2. 特定事業の項目ごとの認定状況

### ② 県南交通圏 2/2

特 定 事 業 計 画	事業者数 (重複あり)
<b>④ 観光への取組み</b>	
観光ルートの創出	1
接客サービス講習会の実施	39
外国語指差しシートの作成、携行と車体表示	55
<b>⑤ 環境問題への貢献</b>	
ハイブリッド車、EV車等低公害車の導入促進	1
アイドリングストップ運動の推進	40
ノーマイカーデーの推進	5
<b>⑥ 防災・防犯対策への貢献</b>	
都市における治安維持への協力	60
都市における防災への協力	63
都市における防犯への協力	61
こども110番への協力	64
<b>⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上</b>	
勤務体系及び勤務待遇・乗務員負担制度の見直し	5
防犯訓練の実施	40
防犯カメラの導入の促進	3
防犯仕切版の導入	6

## 2. 特定事業の項目ごとの認定状況

### ③ 県西交通圏 1/2

特 定 事 業 計 画	事業者数 (重複あり)
<b>① タクシーサービスの活性化</b>	
顧客満足度調査の実施と改善状況の把握	26
サービス向上のための教育・研修の充実	30
地理教育の徹底	28
短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び利用者へのPR	26
ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布	35
チャイルドシートの導入	12
事業者における自社WEBサイトの開設	5
優良運転者表彰制度の活用・推薦の促進	18
高齢者を対象とした新たな輸送需要の開拓	1
<b>② 安全性の維持・向上</b>	
運輸安全マネジメント講習の受講	6
映像記録型ドライブレコーダーの導入	3
ドライブレコーダー等を活用した事故防止教育の実施	2
アルコールチェッカーの導入	5
安全運転講習会の受講	20
緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育	22
<b>③ 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上</b>	
輸送障害時における代替輸送の連携強化	12
<b>④ 観光への取組み</b>	
観光ルートの創出	7
接客サービス講習会の実施	11
外国語指差しシートの作成、携行と車体表示	30

## 2. 特定事業の項目ごとの認定状況

### ③ 県西交通圏 2/2

特 定 事 業 計 画	事業者数 (重複あり)
<b>⑤ 環境問題への貢献</b>	
アイドリングストップ運動の推進	22
ノーマイカーデーの推進	3
<b>⑥ 防災・防犯対策への貢献</b>	
都市における治安維持への協力	30
都市における防災への協力	31
都市における防犯への協力	31
こども110番への協力	33
<b>⑦ 事業経営の活性化、効率化</b>	
部品や燃料などの共同購入の推進による経費の圧縮	6
<b>⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上</b>	
勤務体系及び勤務待遇・乗務員負担制度の見直し	7
防犯訓練の実施	13
防犯カメラの導入	1
防犯仕切版の導入	4



## 2. 特定事業の項目ごとの認定状況

### ④ 県北交通圏 1/2

特 定 事 業 計 画	事業者数 (重複あり)
<b>① タクシーサービスの活性化</b>	
顧客満足度調査の実施と改善状況の把握	29
サービス向上のための教育・研修の充実	31
地理教育の徹底	22
短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び利用者へのPR	32
ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布	32
チャイルドシートの導入	3
ユニバーサルデザイン車両の導入促進	1
事業者における自社WEBサイトの開設	4
優良運転者表彰制度の活用・推薦の促進	29
高齢者を対象とした新たな輸送需要の開拓	3
タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	21
<b>② 安全性の維持・向上</b>	
運輸安全マネジメント講習の受講	19
映像記録型ドライブレコーダーの導入	3
ドライブレコーダー等を活用した事故防止教育の実施	4
アルコールチェッカーの導入	10
安全運転講習会の受講	23
緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育	17
街頭指導の推進	21
<b>③ 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上</b>	
輸送障害時における代替輸送の連携強化	10

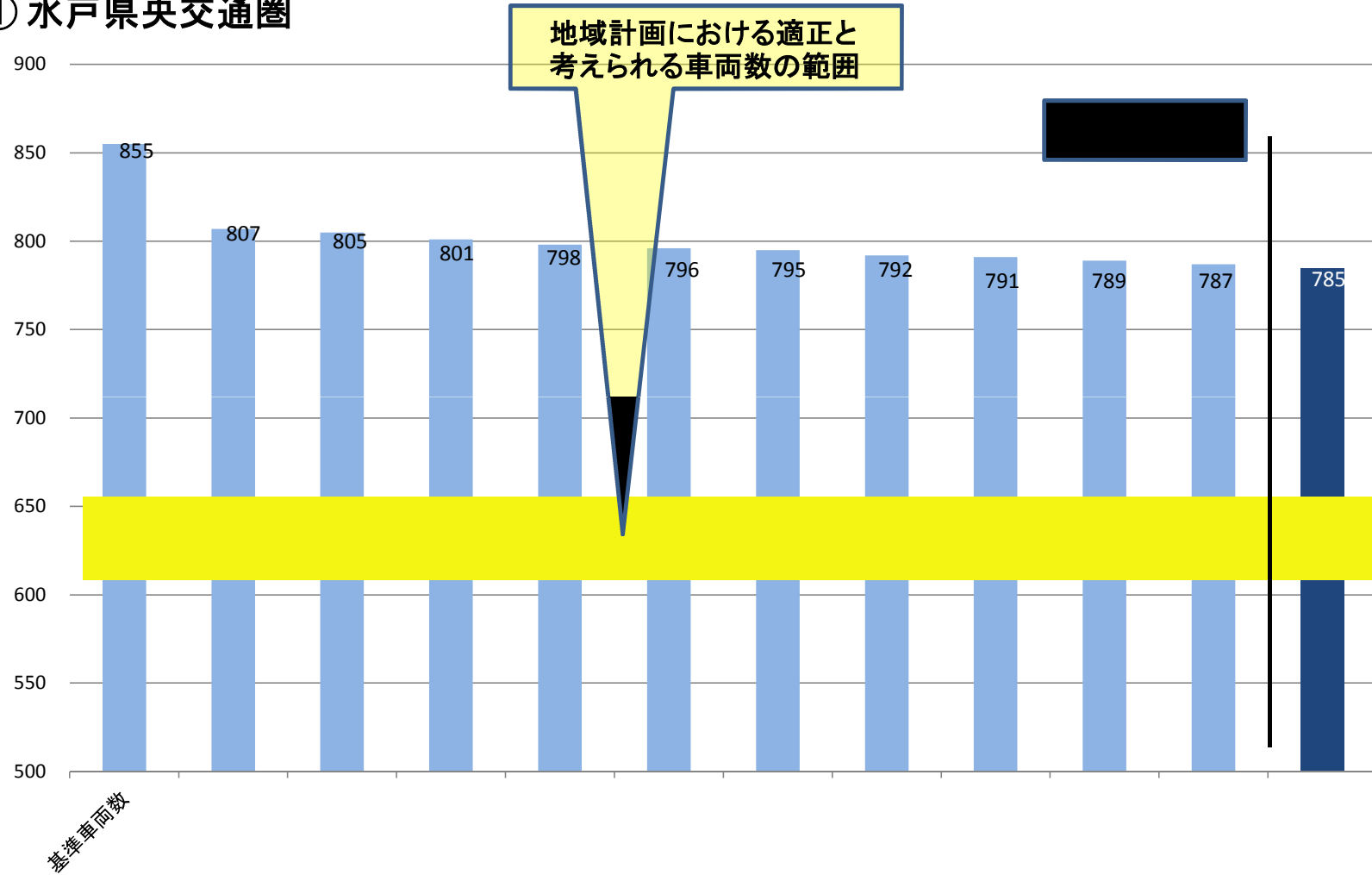
## 2. 特定事業の項目ごとの認定状況

### ④ 県北交通圏 2/2

特 定 事 業 計 画	事業者数 (重複あり)
<b>④ 観光への取組み</b>	
観光タクシーの運行	4
従来型とは違う観光ルートの創出	4
観光ドライバーの育成	11
観光タクシー乗務員講習会の実施	6
接客サービス講習会の実施	3
外国語指差しシートの作成、携行と車体表示	19
<b>⑤ 環境問題への貢献</b>	
ハイブリッド車、EV車等低公害車の導入促進	4
アイドリングストップ運動の推進	6
ノーマイカーデーの推進	1
<b>⑥ 防災・防犯対策への貢献</b>	
都市における治安維持への協力	26
都市における防災への協力	26
都市における防犯への協力	11
こども110番への協力	31
<b>⑧ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上</b>	
39 勤務体系及び勤務待遇・乗務員負担制度の見直し	2
40 若年労働者の積極的な雇用の促進	1
41 健康診断の充実	5
42 防犯訓練の実施	13
44 防犯仕切版の導入	3

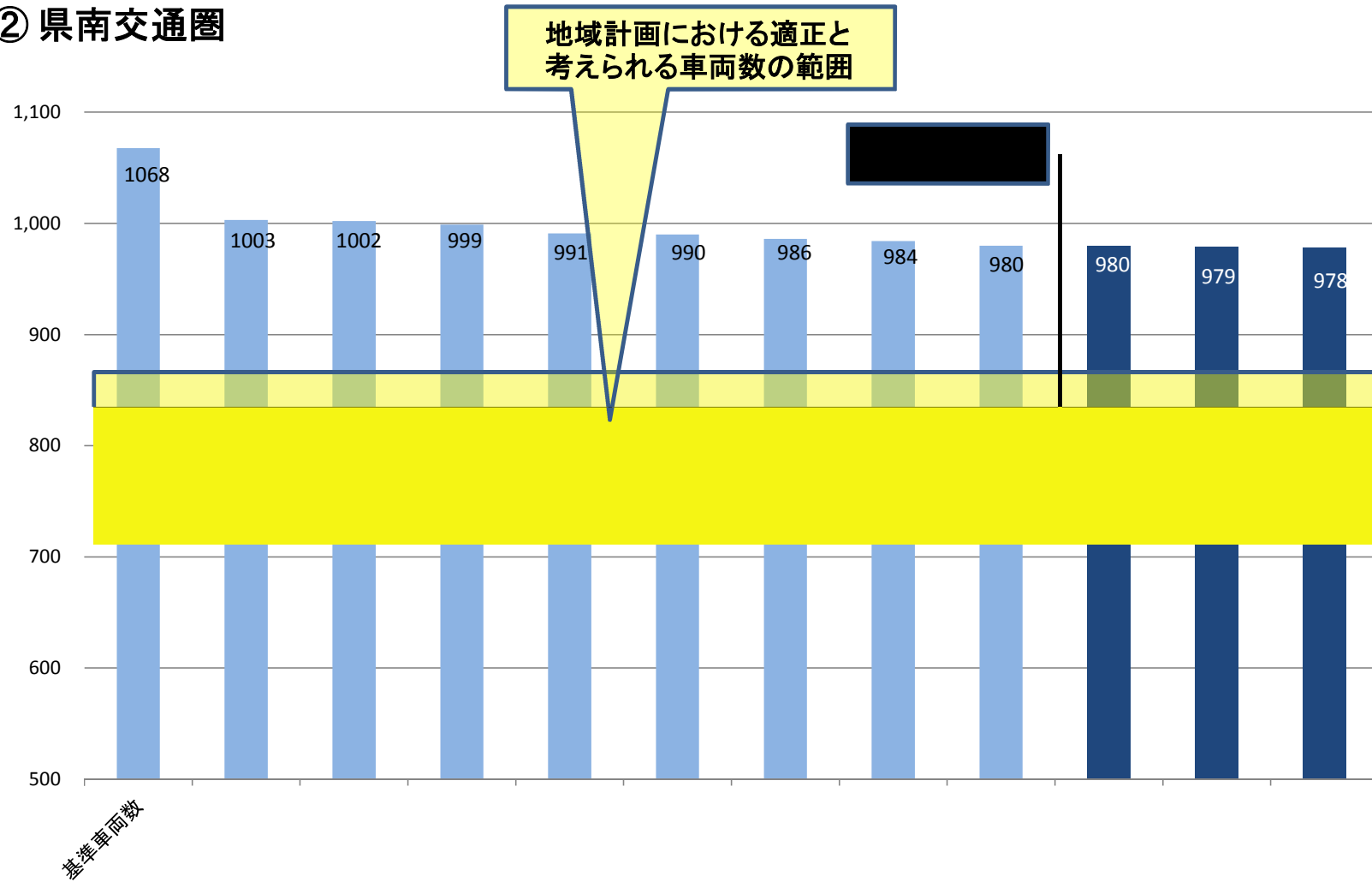
### 3. 事業再構築(減・休車)の認定状況、実施状況等

#### ① 水戸県央交通圏



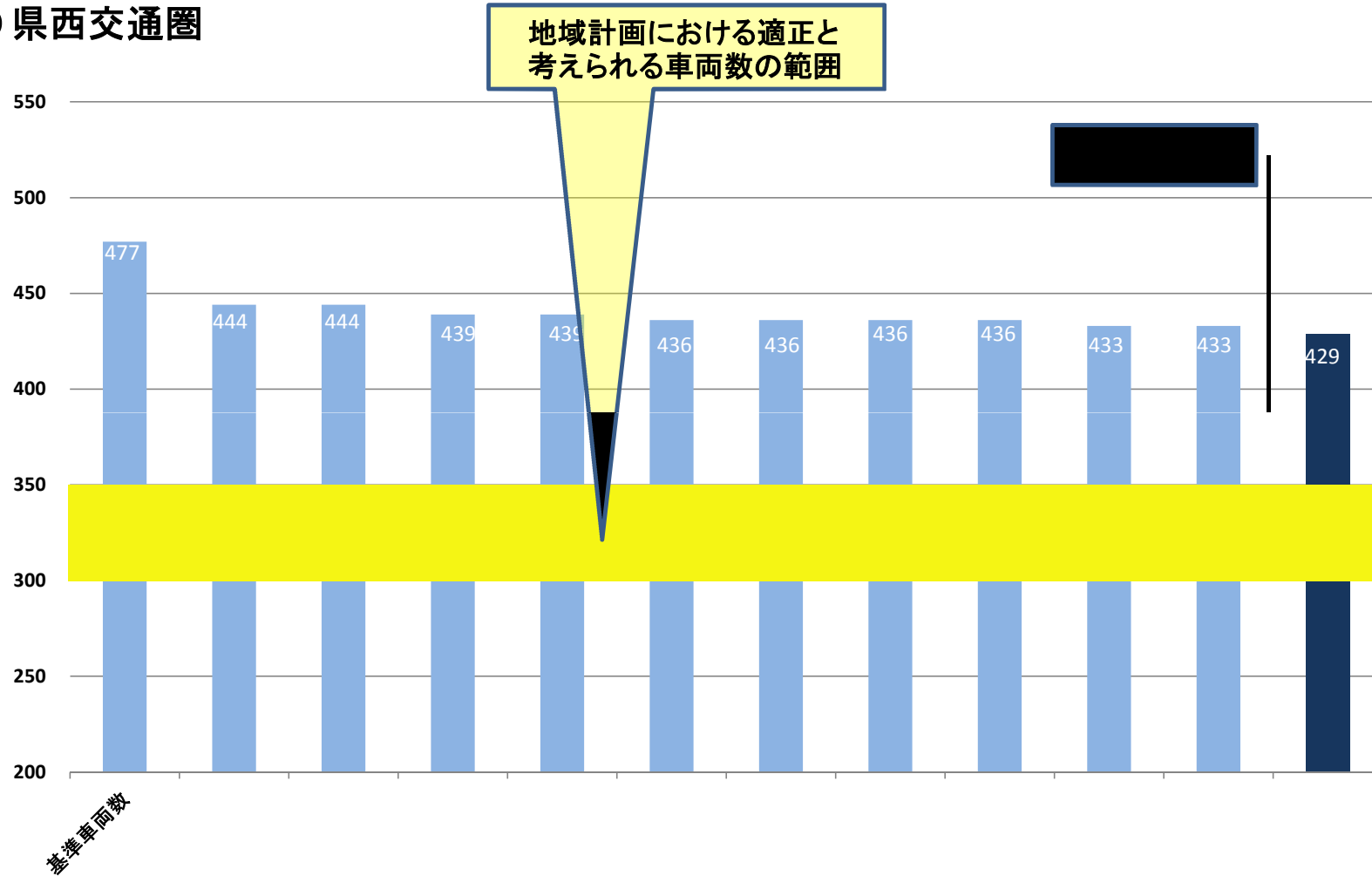
### 3. 事業再構築(減・休車)の認定状況、実施状況等

#### ② 県南交通圏



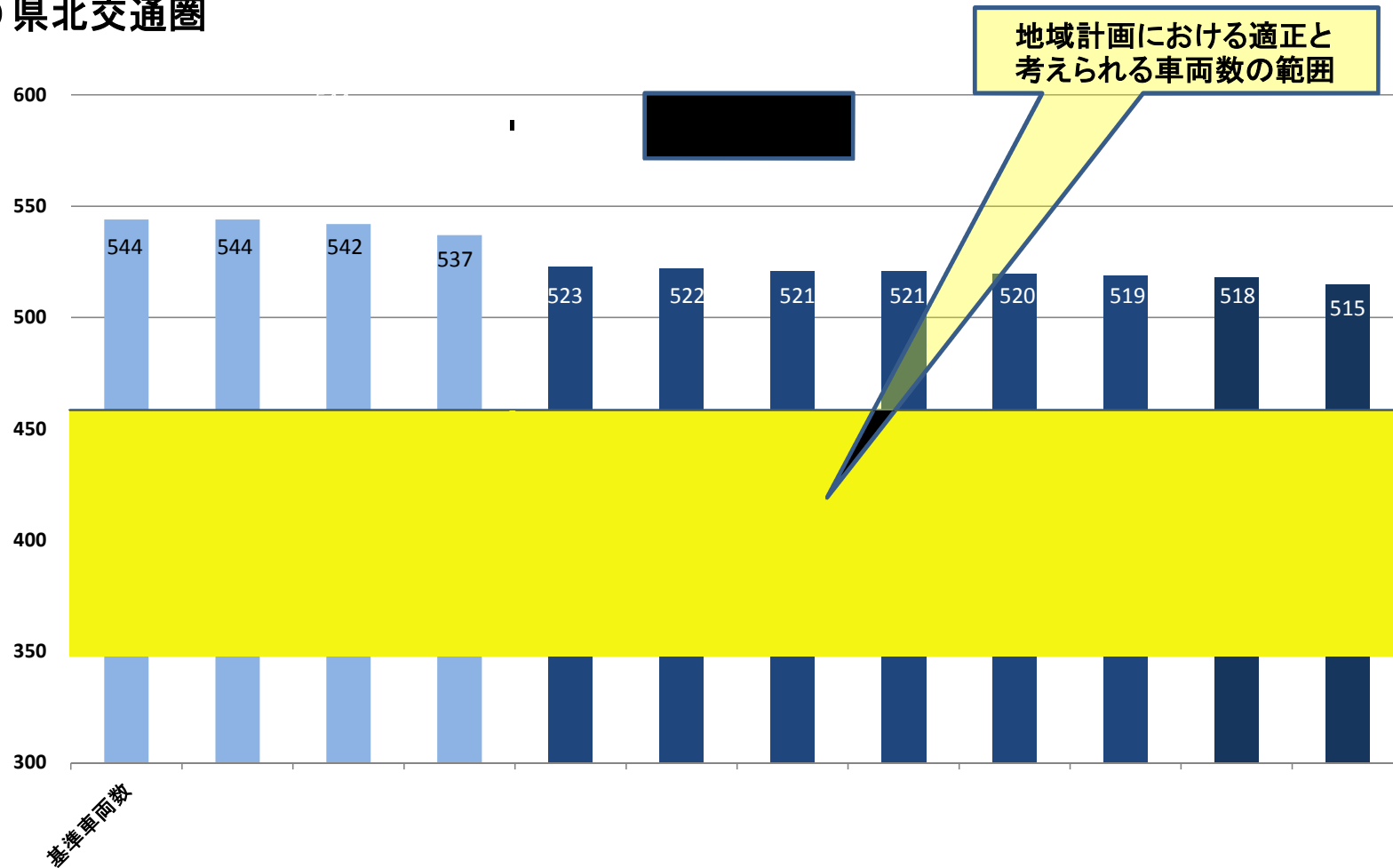
### 3. 事業再構築(減・休車)の認定状況、実施状況等

#### ③ 県西交通圏



### 3. 事業再構築(減・休車)の認定状況、実施状況等

#### ④ 県北交通圏



資料2

# 各交通圏の輸送実績の推移 について

●水戸県央

	延実在	延実働	実働率	実車キ口	走行キ口	実車率	運送収入	日車走行	日車実車	日車營收
平成13年度	308,429	241,378	78.3	15,879,204	31,936,761	49.7	5,686,527	132.3	65.8	23,559
平成14年度	316,738	246,402	77.8	15,427,772	31,664,188	48.7	5,536,689	128.5	62.6	22,470
対前年比	102.7	102.1		97.2	99.1		97.4	97.1	95.1	95.4
平成15年度	315,877	240,611	76.2	14,278,930	29,523,639	48.4	5,118,951	122.7	59.3	21,275
対前年比	99.7	97.6		92.6	93.2		92.5	95.5	94.7	94.7
平成16年度	318,334	242,258	76.1	14,346,932	29,947,677	47.9	5,146,984	123.6	59.2	21,246
対前年比	100.8	100.7		100.5	101.4		100.5	100.7	99.8	99.9
平成17年度	295,384	221,252	74.9	13,323,594	28,051,054	47.5	4,755,738	126.8	60.2	21,495
対前年比	92.8	91.3		92.9	93.7		92.4	102.6	101.7	101.2
平成18年度	305,477	224,601	73.5	13,782,255	29,490,173	46.7	4,916,017	131.3	61.4	21,888
対前年比	103.4	101.5		103.4	105.1		103.4	103.5	102.0	101.8
平成19年度	311,427	222,521	71.5	13,875,233	29,974,240	46.3	4,932,714	134.7	62.4	22,167
対前年比	101.9	99.1		100.7	101.6		100.3	102.6	101.6	101.3
平成20年度	310,349	218,207	70.3	12,781,746	28,089,620	45.5	4,562,298	128.7	58.6	20,908
対前年比	99.7	98.1		92.1	93.7		92.5	95.5	93.9	94.3
平成21年度	287,015	200,791	70.0	10,535,235	23,158,633	45.5	3,746,470	115.3	52.5	18,659
対前年比	92.5	92.0		82.4	82.4		82.1	89.6	89.6	89.2
対13年度比較	93.1	83.2		66.3	72.5		65.9	87.2	79.8	79.2

参考

22. 4~23. 2	251,038	178,417	71.1	9,094,884	20,297,487	44.8	3,354,304	113.8	51.0	18,800
対前年比	87.5	88.9		86.3	87.6		89.5	98.7	63.9	100.8
対13年度比較	81.4	73.9		57.3	63.6		59.0	86.0	77.5	79.8



● 県南

	延実在	延実働	実働率	実車キ口	走行キ口	実車率	運送収入	日車走行	日車実車	日車營收
平成13年度	392,924	286,261	72.9	21,459,908	43,626,859	49.2	7,315,740	152.4	75.0	25,556
平成14年度	390,197	284,732	73.0	21,067,172	43,126,159	48.9	7,210,505	151.5	74.0	25,324
対前年比	99.3	99.5		98.2	98.9		98.6	99.4	98.7	99.1
平成15年度	384,724	281,558	73.2	20,196,749	41,533,711	48.6	6,931,712	147.5	71.7	24,619
対前年比	98.6	98.9		95.9	96.3		96.1	97.4	96.9	97.2
平成16年度	377,250	272,056	72.1	19,806,972	40,677,475	48.7	6,778,502	149.5	72.8	24,916
対前年比	98.1	96.6		98.1	97.9		97.8	101.4	101.5	101.2
平成17年度	385,682	272,657	70.7	20,134,605	41,596,455	48.4	6,905,867	152.6	73.8	25,328
対前年比	102.2	100.2		101.7	102.3		101.9	102.1	101.4	101.7
平成18年度	387,131	265,792	68.7	20,005,667	41,548,019	48.2	6,872,735	156.3	75.3	25,858
対前年比	100.4	97.5		99.4	99.9		99.5	102.4	102.0	102.1
平成19年度	385,664	261,631	67.8	19,640,122	41,138,983	47.7	6,880,338	157.2	75.1	26,298
対前年比	99.6	98.4		98.2	99.0		100.1	100.6	99.7	101.7
平成20年度	387,793	257,698	66.5	17,867,526	38,123,971	46.9	6,576,409	147.9	69.3	25,520
対前年比	100.6	98.5		91.0	92.7		95.6	94.1	92.3	97.0
平成21年度	369,993	254,257	68.7	15,439,644	33,651,791	45.9	5,796,139	132.4	60.7	22,796
対前年比	95.4	98.7		86.4	88.3		88.1	89.5	87.6	89.3
対13年度比較	94.2	88.8		71.9	77.1		79.2	86.9	80.9	89.2

参考

22. 4~23. 2	329,120	230,995	70.2	13,678,960	30,063,037	45.5	5,188,224	130.1	59.2	22,460
対前年比	89.0	90.9		88.6	89.3		89.5	98.3	97.5	98.5
対13年度比較	83.8	80.7		63.7	68.9		70.9	85.4	78.9	87.9

● 県西

	延実在	延実働	実働率	実車キ口	走行キ口	実車率	運送収入	日車走行	日車実車	日車營收
平成13年度	180,555	131,104	72.6	8,535,389	16,371,037	52.1	2,890,783	124.9	65.1	22,050
平成14年度	178,906	129,514	72.4	8,237,495	15,967,019	51.6	2,790,685	123.3	63.6	21,547
対前年比	99.1	98.8		96.5	97.5		96.5	98.7	97.7	97.7
平成15年度	182,464	129,467	71.0	7,981,137	15,571,680	51.3	2,714,300	120.3	61.6	20,965
対前年比	102.0	100.0		96.9	97.5		97.3	97.6	96.9	97.3
平成16年度	189,640	131,053	69.1	7,990,500	15,774,269	50.7	2,773,102	120.4	61.0	21,160
対前年比	103.9	101.2		100.1	101.3		102.2	100.1	99.0	100.9
平成17年度	177,021	120,246	67.9	7,477,321	14,562,662	51.3	2,522,239	121.1	62.2	20,976
対前年比	93.3	91.8		93.6	92.3		91.0	100.6	102.0	99.1
平成18年度	172,434	114,380	66.3	7,397,466	14,587,930	50.7	2,520,234	127.5	64.7	22,034
対前年比	97.4	95.1		98.9	100.2		99.9	105.3	104.0	105.0
平成19年度	173,656	114,299	65.8	7,194,128	14,215,962	50.6	2,500,048	124.4	62.9	21,873
対前年比	100.7	99.9		97.3	97.5		99.2	97.6	97.2	99.3
平成20年度	171,760	112,208	65.3	6,270,086	12,378,992	50.7	2,287,369	110.3	55.9	20,385
対前年比	98.9	98.2		87.2	87.1		91.5	88.7	88.9	93.2
平成21年度	161,863	105,351	65.1	5,287,603	10,613,425	49.8	1,957,132	100.7	50.2	18,577
対前年比	94.2	93.9		84.3	85.7		85.6	91.3	89.8	91.1
対13年度比較	89.6	80.4		61.9	64.8		67.7	80.6	77.1	84.2

参考

22. 4~23. 2	143,223	94,087	65.7	4,818,635	9,689,124	49.7	1,795,517	103.0	51.2	19,084
対前年比	88.5	89.3		91.1	91.3		91.7	102.3	102.0	102.7
対13年度比較	79.3	71.8		56.5	59.2		62.1	82.5	78.6	86.5

● 県北

	延実在	延実働	実働率	実車キ口	走行キ口	実車率	運送収入	日車走行	日車実車	日車營收
平成13年度	241,385	166,219	68.9	9,884,717	21,000,673	47.1	3,511,094	126.3	59.5	21,123
平成14年度	229,670	160,726	70.0	9,267,425	19,873,788	46.6	3,307,551	123.7	57.7	20,579
対前年比	95.1	96.7		93.8	94.6		94.2	97.9	97.0	97.4
平成15年度	231,914	165,148	71.2	9,227,954	19,877,452	46.4	3,267,312	120.4	55.9	19,784
対前年比	101.0	102.8		99.6	100.0		98.8	97.3	96.9	96.1
平成16年度	218,636	156,189	71.4	9,043,626	19,647,877	46.0	3,209,591	125.8	57.9	20,549
対前年比	94.3	94.6		98.0	98.8		98.2	104.5	103.6	103.9
平成17年度	213,839	147,532	69.0	8,785,621	19,244,775	45.7	3,129,526	130.4	59.6	21,213
対前年比	97.8	94.5		97.1	97.9		97.5	103.7	102.9	103.2
平成18年度	211,973	145,809	68.8	8,616,991	18,920,946	45.5	3,080,079	129.8	59.1	21,124
対前年比	99.1	98.8		98.1	98.3		98.4	99.5	99.2	99.6
平成19年度	210,730	143,526	68.1	8,709,618	19,092,900	45.6	3,118,634	133.0	60.7	21,729
対前年比	99.4	98.4		101.1	100.9		101.3	102.5	102.7	102.9
平成20年度	205,655	138,337	67.3	8,328,958	18,097,224	46.0	2,924,350	130.8	60.2	21,139
対前年比	97.6	96.4		95.6	94.8		93.8	98.3	99.2	97.3
平成21年度	199,033	135,098	67.9	7,502,154	16,360,794	45.9	2,604,610	121.1	55.5	19,279
対前年比	96.8	97.7		90.1	90.4		89.1	92.6	92.2	91.2
対13年度比較	82.5	81.3		75.9	77.9		74.2	95.9	93.3	91.3

※平成13年度～平成20年度は局の特監指定数値

参考

22. 4～23. 2	180,986	118,546	65.5	6,505,222	14,511,754	44.8	2,364,440	122.4	54.9	19,945
対前年比	90.9	87.7		86.7	88.7		90.8	101.1	98.9	103.5
対13年度比較	75.0	71.3		65.8	69.1		67.3	96.9	92.3	94.4

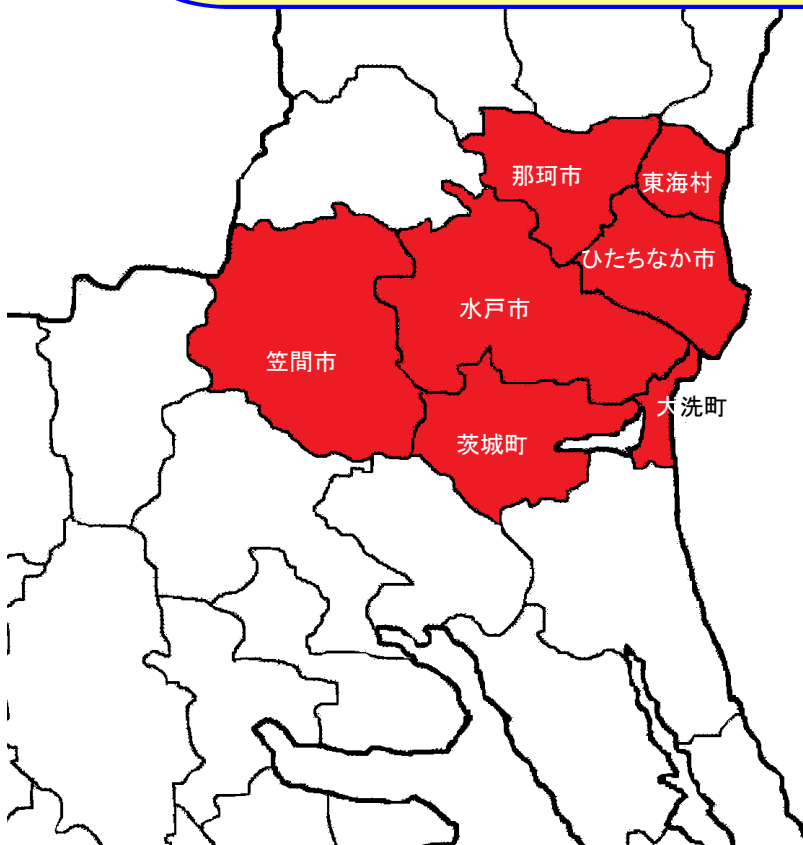
# 水戸県央交通圏

水戸県央交通圏は県内でもっとも人口が多い水戸市を有しており、水戸駅を中心に放射状に鉄道や広域バス路線が配置されている。路線バスは他の交通圏に比べると生活維持路線として機能している。水戸市を中心として通勤、通学、買物、医療といった生活圏が形成されている。

タクシーの需要は県南交通圏に次いで多く、事業者数は県西交通圏とほぼ同じであるが、車両数は県南に次いで多い。

輸送実績データを見ると、ここ数年の総需要量(総実車キロ)の対前年比は、平成18年度、19年度はやや回復基調にあったものの、平成20年度から対前年比で92.1%、平成21年度で82.4%と激減している。平成21年度の対平成13年度比は実に66.3%と半減近くにまで落ち込んでいる。

基準車両数から63両の減車をしているため、直近の実働率は上昇し、併せて総供給量(延実働車両数)が減少している。一方、日車営収は平成20年度の対前年比が94.3%、平成21年度対前年比は89.2%で、対平成13年度比でも79.2%と激減しているが、平成22年2月から前年同月比でプラスに転じてきており、供給量の削減が日車営収を下支えしていると推測される。



交通圏	事業者数	車両数
<b>水戸県央</b>	<b>48</b>	<b>789</b>
県南	74	984
県西	49	433
県北	34	537

※ 平成23年3月末現在

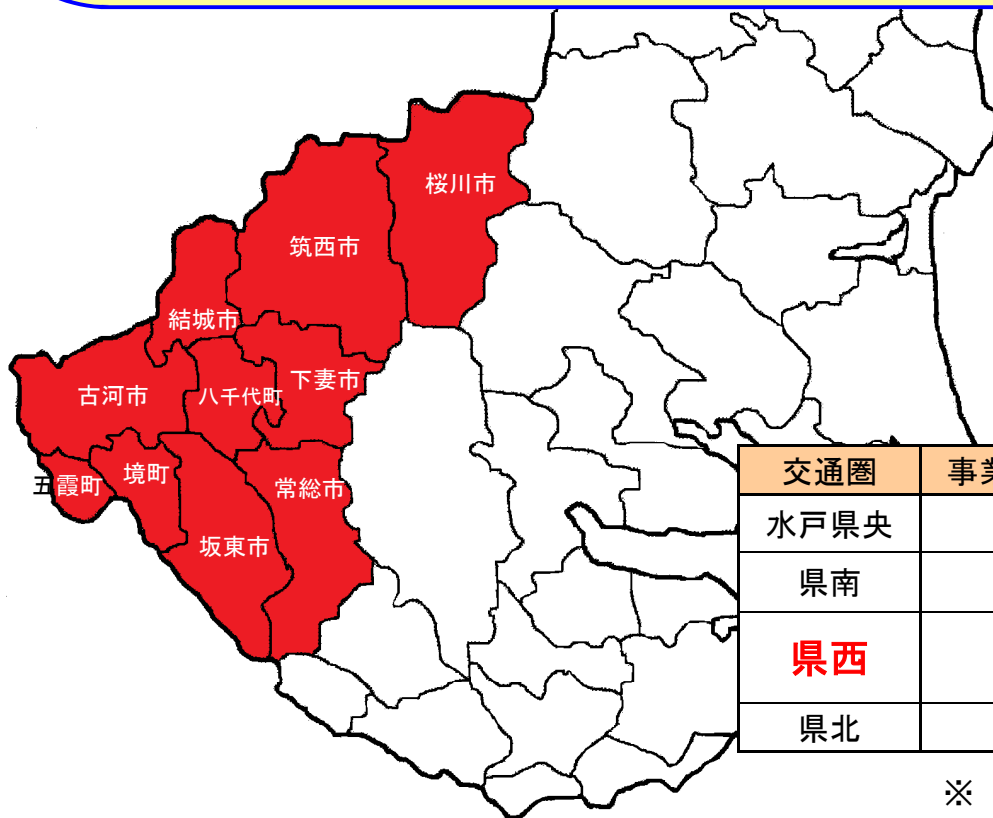


# 県西交通圏

県西交通圏はJR水戸線、JR宇都宮線、関東鉄道常総線、真岡鐵道真岡線といった多様な鉄道路線が配備されており、通勤、通学、買物、通院など目的によって圏域が異なり、必ずしもひとつの中心市と周辺市というような生活圏の形にはなっていない。

タクシー事業者数は水戸県央交通圏とほぼ同じであるが、車両数になると県内ではもっとも少ない地域である。

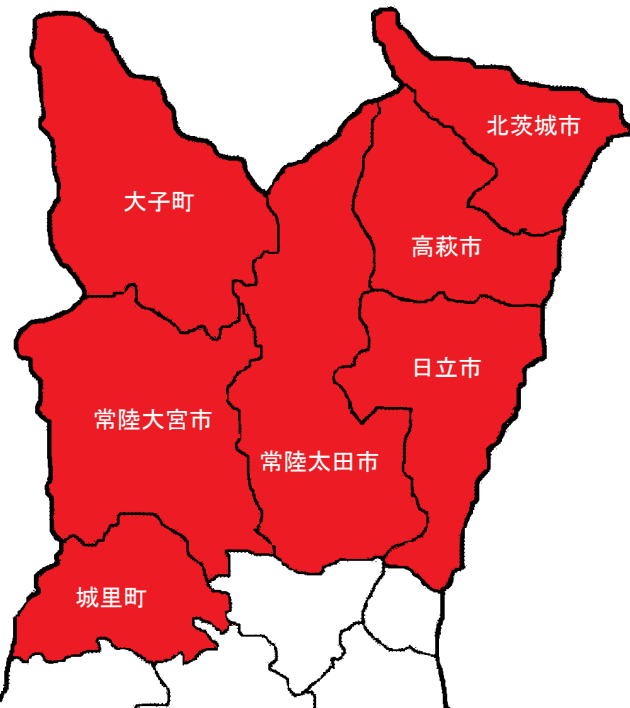
輸送実績データを見ると、総需要量(総実車キロ)はここ数年で対前年比で減少傾向にある。基準車両数から41両を減車しているが、実働率はほぼ横ばいで推移している。総供給量(延実働車両数)は対前年比で減少している。その一方で、日車営収は平成22年2月から連続して前年同月比でプラスに転じており、供給量の削減が効果的に日車営収を下支えしていると推測される。しかしながら、平成21年度と平成13年度の総需要量を比較すると61.9%と半減近くまでに落ち込んでおり、総供給量では80.4%、日車営収は84.2%という状況である。



交通圏	事業者数	車両数
水戸県央	48	789
県南	74	984
<b>県西</b>	<b>49</b>	<b>433</b>
県北	34	537

※ 平成23年3月末現在

# 県北交通圏



交通圏	事業者数	車両数
水戸県央	48	789
県南	74	984
県西	49	433
<b>県北</b>	<b>34</b>	<b>537</b>

※ 平成23年3月末現在

県北交通圏は、臨海地域と山間地域に二分することができる。海沿いの平地部では南北に密集した市街地が広がっている。JR常磐線が軸となる地域であり、南北方向の道路は混雑が生じている。路線バスやコミュニティバスが運行されており、特に日立市では住民の公共交通に対する意識が高く、山間部の集落から市街地への移動手段の確保が住民が主体となって取組まれている。一方、山間部はJR水郡線が軸となる地域で、人口密度の高い市街地はないが県内でも高齢化率が高い地域である。集落が分散して立地して、観光資源が多いことから県内の観光振興の核となっている。

タクシーの需要は主に臨海地域が中心であるが減少傾向にあり、事業者数は県内で一番少ないものの、車両数は県西交通圏を上回っている。

輸送実績データを見ると、総需要量(総実車キロ)の推移は平成21年度対前年比でも90.1%で低迷しており、実働率もほぼ横ばいであり、総供給量(延実働車両数)もほぼ横ばい状態にある。日車営収は、平成21年度の対前年比91.2%と減少している状況にあるが、直近のデータを見ると横ばいに推移しており、対平成13年度比でも、91.3%と他の交通圏に比べて高い。ただし、人口減少が進んでいる地域であり、二次交通も進んでおり、運転代行も県内で一番多いといった懸念材料は持っている。

網掛け＝平成20年10月～平成21年9月  
白抜き＝平成21年10月～平成22年9月

	都市名	20延実働	21延実働	対前年比	20実働率	21実働率	対前年比	20実車km	21実車km	対前年比	20実車率	21実車率	対前年比	20日車収入	21日車収入	対前年比	20延車両数	21延車両数	対前年比
1	水戸市	120438	118199	0.981	70.8	74	1.045	6091137	5649319	0.927	44.1	43.1	0.977	18473	17626	0.954	5587	5276	0.944
2	ひたちなか市	43589	40217	0.923	66.3	64.6	0.974	2442942	2332796	0.955	47	46.5	0.989	19885	20780	1.045	2159	2052	0.95
3	笠間市	15611	13946	0.893	69.8	64.2	0.92	849110	797217	0.939	49.9	50.4	1.01	19288	19753	1.024	735	717	0.976
4	那珂市	5335	4543	0.852	73.1	73.2	1.001	273883	243553	0.889	48.2	48.6	1.008	16574	17394	1.049	240	204	0.85
5	茨城町	4963	4253	0.857	70.3	69.9	0.994	314603	267907	0.852	42.7	41.5	0.972	20813	21198	1.018	232	200	0.862
6	大洗町	5732	6283	1.096	68.1	67.9	0.997	290842	275779	0.948	44.5	43.4	0.975	17185	15849	0.922	276	305	1.105
7	東海村	9391	9546	1.017	69.2	70.7	1.022	655490	714435	1.09	52.7	53.5	1.015	22883	24933	1.09	448	444	0.991
8	土浦市	67635	65390	0.967	61	64.6	1.059	4125116	3754159	0.91	46.2	45.6	0.987	23340	22108	0.947	3640	3326	0.914
9	石岡市	23238	23237	1	67.1	72.6	1.082	1256030	1187059	0.945	49	48.4	0.988	20119	19109	0.95	1138	1052	0.924
10	龍ヶ崎市	15538	16444	1.058	66.1	72.5	1.097	981684	980278	0.999	47.3	46.6	0.985	23379	22385	0.957	771	745	0.966
11	取手市	35727	35644	0.998	73.8	78.8	1.068	2285153	2051685	0.898	45.4	44.4	0.978	24407	22559	0.924	1589	1486	0.935
12	小美玉市	5811	5615	0.966	65.2	65.3	1.002	287051	258527	0.901	48.8	47	0.963	17535	16288	0.929	292	264	0.904
13	稲敷市	5929	5668	0.956	81.2	81	0.998	265990	239460	0.9	50.4	50.6	1.004	14411	13760	0.955	240	230	0.958
14	牛久市	15435	14805	0.959	82.5	86.6	1.05	1086703	1015365	0.934	46.6	46.9	1.006	26307	26266	0.998	615	562	0.914
15	かすみがうら市	2524	2512	0.995	57.7	56.7	0.983	136637	125631	0.919	51.2	50.8	0.992	19609	18304	0.933	144	146	1.014
16	つくばみらい市	3899	3740	0.959	76.4	73.2	0.958	253364	227568	0.898	45.8	45	0.983	21743	21444	0.986	168	168	1
17	守谷市	10232	10418	1.018	82.4	83.9	1.018	928196	852087	0.918	48.3	45.6	0.944	30860	30776	0.997	408	408	1
18	つくば市	58898	62556	1.062	63.6	67.6	1.063	4067477	3968958	0.976	44.6	44	0.987	26235	23945	0.913	3052	3050	0.999
19	美浦村	3879	3801	0.98	75.9	74.4	0.98	197420	201724	1.022	47.4	47	0.992	16417	18052	1.1	168	168	1
20	阿見町	4374	4405	1.007	63.3	70.9	1.12	298947	285588	0.955	50.7	50.8	1.002	24562	23267	0.947	226	204	0.903
21	河内町	251	269	1.072	34.4	36.8	1.07	16280	16176	0.994	48.8	47.5	0.973	19641	18662	0.95	24	24	1
22	利根町	569	651	1.144	77.9	89.2	1.145	37229	42108	1.131	48.3	46.8	0.969	23190	24880	1.073	24	24	1
23	古河市	38770	38019	0.981	64.7	67.2	1.039	2128493	1988688	0.934	51	48.8	0.957	20211	20111	0.995	1971	1859	0.943
24	結城市	7184	6869	0.956	74.2	73.9	0.996	409472	384005	0.938	50.8	50	0.984	19984	20547	1.028	317	307	0.968
25	下妻市	6468	6594	1.019	80.5	82.1	1.02	257479	240944	0.936	52.8	52.2	0.989	14765	13552	0.918	264	264	1
26	常総市	15687	15220	0.97	54.4	51.5	0.947	868626	867936	0.999	52.1	51.6	0.99	19763	20127	1.018	948	935	0.986
27	筑西市	24356	23110	0.949	71.1	71.1	1	1101548	1023791	0.929	47.7	47.3	0.992	17267	17058	0.988	1127	1066	0.946
28	坂東市	4808	4642	0.965	54.9	56.5	1.029	290989	282571	0.971	54.2	54.6	1.007	19729	20160	1.022	288	270	0.938
29	桜川市	5826	5210	0.894	63	65	1.032	298201	281533	0.944	51.9	52.4	1.01	18513	19022	1.027	306	263	0.859
30	八千代町	1074	1068	0.994	73.6	74.7	1.015	52477	52540	1.001	46.4	47.1	1.015	17754	17554	0.989	48	48	1
31	境町	4350	3217	0.74	66	67.8	1.027	209406	202803	0.968	46.2	45.7	0.989	17662	22685	1.284	216	156	0.722
32	日立市	87565	83176	0.95	67	65.5	0.978	5270353	4984864	0.946	46.9	46.4	0.989	21518	21568	1.002	4300	4173	0.97
33	常陸太田市	11015	11203	1.017	67	68.5	1.022	606184	569048	0.939	44.4	43.4	0.977	17243	16066	0.932	540	538	0.996
34	常陸大宮市	6904	7199	1.043	71.4	74.9	1.049	371798	337099	0.907	45.6	44	0.965	17558	16045	0.914	318	314	0.987
35	北茨城市	15399	15191	0.986	73.1	71.8	0.982	722810	643094	0.89	42.2	39.9	0.945	15542	14705	0.946	694	696	1.003
36	高萩市	10208	10054	0.985	71.7	70.6	0.985	557726	536767	0.962	45.2	44.8	0.991	19611	19354	0.987	468	468	1
37	城里町	2217	2093	0.944	63.7	63.7	1	106539	110974	1.042	49.4	51.4	1.04	13627	13333	0.978	115	108	0.939
38	大子町	3567	3496	0.98	57.1	56.3	0.986	160332	159234	0.993	48.4	54.4	1.124	17966	15749	0.877	204	204	1
39	神栖市	33735	33003	0.978	65.4	65.6	1.003	1975275	1794490	0.908	44	43.5	0.989	22040	20199	0.916	1692	1650	0.975
40	鹿嶋市	22385	21652	0.967	77.8	75.1	0.965	1116637	1057006	0.947	43.1	42.4	0.984	18019	17905	0.994	946	948	1.002
41	潮来市	11830	11392	0.963	69.3	67.7	0.977	523733	492077	0.94	44.2	43.4	0.982	16129	15899	0.986	561	552	0.984
42	銚田市	7284	7073	0.971	58.7	57.7	0.983	338860	335883	0.991	50.6	50	0.988	15232	15518	1.019	408	403	0.988
43	行方市	8298	8032	0.968	57.4	60.5	1.054	373336	330171	0.884	46.8	45.7	0.976	13960	12736	0.912	448	437	0.975
		787928	769655	0.977	67.5	68.9	1.021	44881558	42162897	0.939	46.4	45.7	0.985	20690	20108	0.972	38355	36714	0.957

注 21年10月～9月の集計と20年10月～9月の集計を対比したもの



資料3

特定事業計画認定事業者の  
事業者別事業再構築の状況

特定事業計画認定事業者の事業再構築の状況等

平成23年5月末現在

【水戸県央交通圏】

事業者名	基準車両数 ① ※H207.11 現在の車両数	特定事業計画申請時の 車両数 ②	運送法による減車 ③	タクシー新法による 事業再構築削減数 ④			事業再構築実施後の車両数 ⑤ ※②-(③+④)	事業再構築実施後の供給力削減状況	
				減車数	休車数	合計		削減数 ①-⑤	削減率 (①-⑤)/①
(有)関東タクシー	10	9		2		2	7	3	30.0%
常磐交通(有)	16	12				0	12	4	25.0%
湊第一交通(有)	18	16		2		2	14	4	22.2%
丸金タクシー(有)	11	10	1			0	9	2	18.2%
(合資)太陽タクシー	6	6	1			0	5	1	16.7%
日立電鉄タクシー(株)	24	24		4		4	20	4	16.7%
観光第一交通(株)	41	38		3		3	35	6	14.6%
(有)吉田タクシー	7	6				0	6	1	14.3%
(有)久保田タクシー	7	6				0	6	1	14.3%
茨城第一交通(株)	36	33		2		2	31	5	13.9%
(有)グリーン交通茨城	53	47		1		1	46	7	13.2%
(有)テーケータクシー	17	17		2		2	15	2	11.8%
(有)SUN観光シンヤ	26	23				0	23	3	11.5%
栄タクシー(有)	9	8				0	8	1	11.1%
水戸交通(有)	9	9		1		1	8	1	11.1%
石川タクシー(有)	9	9	1			0	8	1	11.1%
(有)CSKグリーンタクシー	29	26				0	26	3	10.3%
(株)第一常陽タクシー	20	18				0	18	2	10.0%
岩間タクシー(有)	10	9				0	9	1	10.0%
(有)常東タクシー	10	10		1		1	9	1	10.0%
(有)平須タクシー	11	11	1			0	10	1	9.1%
(有)富士タクシー	11	10				0	10	1	9.1%
(株)グリーン交通なか常陽	12	11				0	11	1	8.3%
(有)東海タクシー	13	13		1		1	12	1	7.7%
関鉄水戸タクシー(株)	43	40				0	40	3	7.0%
(有)本町タクシー	15	15		1		1	14	1	6.7%
NK観光(有)	45	42				0	42	3	6.7%
(有)赤塚ハイヤー	15	14				0	14	1	6.7%
関鉄笠間ハイヤー(株)	16	15				0	15	1	6.3%
新星自動車(株)	68	64				0	64	4	5.9%
関鉄ハイヤー(株)	17	16				0	16	1	5.9%
勝田タクシー(合資)	18	18		1		1	17	1	5.6%
茨城オート(株)	39	37				0	37	2	5.1%
(株)千波タクシー	26	26				0	26	0	0.0%
(有)サンタクシー	20	20				0	20	0	0.0%
(有)大洗観光タクシー	10	10				0	10	0	0.0%
(有)台町タクシー	7	7				0	7	0	0.0%
(有)内原タクシー	4	4				0	4	0	0.0%
山本タクシー(有)	4	4				0	4	0	0.0%
広浦交通(有)	4	4				0	4	0	0.0%
(有)友部ハイヤー	12	12				0	12	0	0.0%
(有)常澄タクシー	5	5				0	5	0	0.0%
(有)双葉タクシー	5	5				0	5	0	0.0%
平和タクシー(有)	5	5				0	5	0	0.0%
石岡地区通運(株)	13	13				0	13	0	0.0%
(有)SJS	16	16				0	16	0	0.0%
(有)佐和タクシー	4	4				0	4	0	0.0%
(株)さわやか交通	24	33				0	33	-9	-37.5%

特定事業計画認定事業者の事業再構築の状況等

平成23年5月末現在

【県南交通圏】

事業者名	基準車両数 ① ※H217.17 現在の車両数	特定事業計画申請時の 車両数 ②	運送法による減車 ③	タクシー新法による 事業再構築削減数 ④			事業再構築実施後の車両数 ⑤ ※②-(③+④)	事業再構築実施後の供給力削減状況	
				減車数	休車数	合計		削減数 ① - ⑤	削減率 (①-⑤) / ①
(有)上田タクシー	22	19	7			0	12	10	45.5%
佐藤タクシー(有)1	5	5	1			0	4	1	20.0%
小坂タクシー(有)	21	18	1			0	17	4	19.0%
布川交通(有)	11	10		1		1	9	2	18.2%
亀城観光自動車(有)	24	22	2			0	20	4	16.7%
(有)大和タクシー	31	29	3			0	26	5	16.1%
神立ハイヤー(有)	34	32		3		3	29	5	14.7%
(有)太陽タクシー	7	6				0	6	1	14.3%
昭和タクシー(有)	7	7		1		1	6	1	14.3%
(有)富士タクシー	7	6				0	6	1	14.3%
(有)寺原タクシー	15	15		2		2	13	2	13.3%
小島タクシー(株)	38	34		1		1	33	5	13.2%
土浦観光ハイヤー(有)	16	15	1			0	14	2	12.5%
落合交通(有)	8	7				0	7	1	12.5%
(有)福原タクシー	8	7				0	7	1	12.5%
荒川沖ハイヤー(株)	49	44		1		1	43	6	12.2%
北相タクシー(株)	25	25	1	2		2	22	3	12.0%
(有)平安交通	9	8				0	8	1	11.1%
植松タクシー(有)	9	9		1		1	8	1	11.1%
(有)新町タクシー	9	8				0	8	1	11.1%
龍ヶ崎合同タクシー(株)	9	9	1			0	8	1	11.1%
横川自動車(有)	19	17				0	17	2	10.5%
(有)井嶋タクシー	30	27				0	27	3	10.0%
日本貿易運輸(株)	10	9				0	9	1	10.0%
(有)躍進タクシー	10	9				0	9	1	10.0%
大曽根タクシー(株)	50	47		2		2	45	5	10.0%
土浦タクシー(株)	53	50		2		2	48	5	9.4%
(有)佐貫タクシー	11	10				0	10	1	9.1%
(有)カスミ交通	23	21				0	21	2	8.7%
関鉄ハイヤー(株)	24	22				0	22	2	8.3%
(有)取手合同タクシー	24	24	2			0	22	2	8.3%
関東ハイヤー(有)	16	15				0	15	1	6.3%
江戸崎合同ハイヤー(株)	17	17	1			0	16	1	5.9%
関鉄土浦タクシー(株)	35	33				0	33	2	5.7%
関鉄県南タクシー(株)	38	36				0	36	2	5.3%
(有)佐藤タクシー2	27	26				0	26	1	3.7%
羽鳥駅前ハイヤー(有)	11	11				0	11	0	0.0%
(有)天川タクシー	12	12				0	12	0	0.0%
(有)千代田タクシー	9	9				0	9	0	0.0%
石岡地区通運(株)	24	24				0	24	0	0.0%
小川交通(有)	13	13				0	13	0	0.0%
登坂タクシー(有)	6	6				0	6	0	0.0%
さくら住宅(株)	5	5				0	5	0	0.0%
柿岡合同ハイヤー(有)	2	2				0	2	0	0.0%
新興タクシー(有)	16	16				0	16	0	0.0%
(有)松見タクシー	18	18				0	18	0	0.0%
(有)旭タクシー	7	7				0	7	0	0.0%
(有)上郷タクシー	17	17				0	17	0	0.0%

事業者名	基準車両数 ① ※H217.17 現在の車両数	特定事業計画申請時の 車両数 ②	運送法による減車 ③	タクシー新法による 事業再構築削減数 ④			事業再構築実施後の車両数 ⑤ ※②-(③+④)	事業再構築実施後の供給力削減状況	
				減車数	休車数	合計		削減数 ① - ⑤	削減率 (①-⑤) / ①
(有)中央タクシー1	12	12				0	12	0	0.0%
守谷タクシー(有)	24	24				0	24	0	0.0%
(有)美野里タクシー	5	5				0	5	0	0.0%
戸頭交通(有)	8	8				0	8	0	0.0%
三昇交通(有)	11	11				0	11	0	0.0%
(有)阿波タクシー	5	5				0	5	0	0.0%
(有)大利根タクシー	2	2				0	2	0	0.0%
霞ヶ浦交通(有)	9	9				0	9	0	0.0%
青野 正明(金江津タクシー)	2	2				0	2	0	0.0%
谷田部合同タクシー(有)	3	3				0	3	0	0.0%
豊島運輸(有)	6	6				0	6	0	0.0%
(有)稲戸井タクシー	15	15				0	15	0	0.0%
新栄タクシー(有)	8	8				0	8	0	0.0%
(有)東タクシー	4	4				0	4	0	0.0%
(有)常陽観光タクシー	8	8				0	8	0	0.0%
つくばタクシー(株)	3	3				0	3	0	0.0%
(株)フジ急	10	10				0	10	0	0.0%
長峰タクシー(有)	6	6				0	6	0	0.0%
(有)石岡ハイヤー	8	8				0	8	0	0.0%
(有)ムツミ観光自動車	2	2				0	2	0	0.0%
(有)美並タクシー	5	5				0	5	0	0.0%
(有)絹西タクシー	3	3				0	3	0	0.0%
ロイヤル(有)	5	5				0	5	0	0.0%
さくら自動車(株)	5	5				0	5	0	0.0%
土浦自動車(株)	3	3				0	3	0	0.0%
山口 博司	5	5				0	5	0	0.0%

特定事業計画認定事業者の事業再構築の状況等

【県西交通圏】

平成23年5月末現在

事業者名	基準車両数 ① ※H207.11 現在の車両数	特定事業計画申請時の 車両数 ②	運送法による減車 ③	タクシー新法による 事業再構築削減数 ④			事業再構築実施後の車両数 ⑤ ※②-(③+④)	事業再構築実施後の 供給力削減状況	
				減車数	休車数	合計		削減数 ①-⑤	削減率 (①-⑤)/①
塚原観光タクシー(有)	7	5	2			0	3	4	57.1%
岩井交通(有)	6	5	1			0	4	2	33.3%
関鉄県南タクシー(株)	12	11		2		2	9	3	25.0%
大利根交通(有)	8	6				0	6	2	25.0%
栄光交通(有)	11	9				0	9	2	18.2%
丸友駅前タクシー(有)	6	6		1		1	5	1	16.7%
総和中央交通(株)	14	12				0	12	2	14.3%
細谷タクシー(有)	7	7		1		1	6	1	14.3%
川島交通(有)	7	7	1			0	6	1	14.3%
さくら交通(有)	7	7		1		1	6	1	14.3%
結城合同タクシー(有)	15	15	2			0	13	2	13.3%
(合名)下館ゴータク	25	22				0	22	3	12.0%
三和交通(有)	9	9		1		1	8	1	11.1%
明野タクシー(有)	10	10	1			0	9	1	10.0%
(有)英光タクシー	10	10		1		1	9	1	10.0%
日の出交通(有)	10	10		1		1	9	1	10.0%
岡田ハイヤー(合資)	10	10	1			0	9	1	10.0%
朝日自動車(株)	10	9				0	9	1	10.0%
古河合同タクシー(有)	31	29			1	1	28	3	9.7%
(株)丸通ハイヤー	31	29	1			0	28	3	9.7%
八丁タクシー(株)	12	12		1		1	11	1	8.3%
(有)改進黨タクシー	12	11				0	11	1	8.3%
(株)ナカヤトランスポート	14	13				0	13	1	7.1%
日吉交通(株)	18	17				0	17	1	5.6%
(有)一三三タクシー	18	17				0	17	1	5.6%
水海道ハイヤー(有)	28	28				0	28	0	0.0%
城南タクシー(株)	12	12				0	12	0	0.0%
(有)三妻タクシー	11	11				0	11	0	0.0%
中六興業(有)	8	8				0	8	0	0.0%
下妻交通(有)	8	8				0	8	0	0.0%
(有)総和タクシー	7	7				0	7	0	0.0%
石塚タクシー(有)	6	6				0	6	0	0.0%
(有)池田タクシー	6	6				0	6	0	0.0%
(有)内田タクシー	6	6				0	6	0	0.0%
宗道タクシー(有)	5	5				0	5	0	0.0%
松並タクシー(有)	5	5				0	5	0	0.0%
大久保タクシー(有)	5	5				0	5	0	0.0%
諸川タクシー(有)	5	5				0	5	0	0.0%
(有)スマイル	5	5				0	5	0	0.0%
野村タクシー(有)	4	4				0	4	0	0.0%
(有)境タクシー	4	4				0	4	0	0.0%
(有)ナガツマ交通	4	4				0	4	0	0.0%
(有)絹西タクシー	4	4				0	4	0	0.0%
(有)沢木交通	4	4				0	4	0	0.0%
沓掛交通(有)	3	3				0	3	0	0.0%
(有)エイトマン	3	3				0	3	0	0.0%
大東交通(有)	2	2				0	2	0	0.0%
(有)八俣交通	2	2				0	2	0	0.0%
(有)関城交通	2	2				0	2	0	0.0%

特定事業計画認定事業者の事業再構築の状況等

【県北交通圏】

平成23年5月末現在

事業者名	基準車両数 ① ※H224.1 現在の車両数	特定事業計画申請時の 車両数 ②	運送法による減車 ③	タクシー新法による 事業再構築削減数 ④			事業再構築実施後の車両数 ⑤ ②-(③+④)	事業再構築実施後の供給力削減状況	
				減車数	休車数	合計		削減数 ①-⑤	削減率 (①-⑤)/①
(有)磯原観光タクシー	12	12		2	1	3	9	3	25.0%
(有)大宮タクシー	13	13		3		3	10	3	23.1%
(有)旭タクシー	14	14		2		2	12	2	14.3%
(有)東タクシー	18	18		2		2	16	2	11.1%
高萩タクシー(株)	20	20		2		2	18	2	10.0%
日立観光ハイヤー	11	11		1		1	10	1	9.1%
(有)日立タクシー	34	34		3		3	31	3	8.8%
椎名観光バス(株)	12	12		1		1	11	1	8.3%
(有)日立南部タクシー	12	12		1		1	11	1	8.3%
新星自動車(株)	91	91		5		5	86	5	5.5%
日立電鉄タクシー(株)	98	98		5		5	93	5	5.1%
(株)日立常陽タクシー	35	35		1		1	34	1	2.9%
常陽タクシー(株)	9	9				0	9	0	0.0%
石塚観光自動車(株)	6	6				0	6	0	0.0%
(有)五来タクシー	14	14				0	14	0	0.0%
(有)昭和ハイヤー	13	13				0	13	0	0.0%
(有)ハトタクシー	12	12				0	12	0	0.0%
茨城オート(株)	8	8				0	8	0	0.0%
(有)太田安全タクシー	8	8				0	8	0	0.0%
(有)滝交通	6	6				0	6	0	0.0%
(有)ドリーム	2	2				0	2	0	0.0%
(有)太陽タクシー	7	7				0	7	0	0.0%
(有)辰巳タクシー	36	36				0	36	0	0.0%
(有)里美タクシー	3	3				0	3	0	0.0%
(有)美和タクシー	1	1				0	1	0	0.0%
四倉 光江(御前山タクシー)	2	2				0	2	0	0.0%
石塚駅前タクシー(有)	4	4				0	4	0	0.0%
山方ハイヤー(有)	4	4				0	4	0	0.0%
(有)常陸ドライブ	9	9				0	9	0	0.0%
(株)さわやか交通	5	5				0	5	0	0.0%
(有)太田駅前タクシー	10	10				0	10	0	0.0%
(有)中郷タクシー	9	9				0	9	0	0.0%
(有)平和タクシー	6	6				0	6	0	0.0%

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">茨城県県南交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 11 月 6 日 一部改正 平成 21 年 12 月 11 日 <u>一部改正 平成 23 年 6 月 3 日</u></p> <p>第 1 条 ～ 第 3 条 (略)</p> <p>第 4 条 (1) (略) (2) 関係地方公共団体の長 ① ～ ⑮ (略) <u>⑯ 稲敷市長又はその指名する者</u> (3) ～ (6) (略)</p> <p>第 5 条 1 ～ 8 (略) 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。 (1) 会長の選出を議決する場合 法第 8 条第 1 項及び第 2 項各号に掲げる協議会の構成員の各自に 1 個の議決権を与える。合計 <u>28 個</u>の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。 (2) ～ (4) (略) 10 ～ 13 (略)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>附則 この要綱は、平成 21 年 11 月 6 日より適用する。 附則 この一部改正は、平成 21 年 12 月 11 日より適用する。 附則 <u>この一部改正は、平成 23 年 6 月 3 日より適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">茨城県県南交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 11 月 6 日 <u>一部改正 平成 21 年 12 月 11 日</u></p> <p>第 1 条 ～ 第 3 条 (略)</p> <p>第 4 条 (1) (略) (2) 関係地方公共団体の長 <u>① ～ ⑮ (略)</u> (3) ～ (6) (略)</p> <p>第 5 条 1 ～ 8 (略) 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。 (1) 会長の選出を議決する場合 法第 8 条第 1 項及び第 2 項各号に掲げる協議会の構成員の各自に 1 個の議決権を与える。合計 <u>27 個</u>の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。 (2) ～ (4) (略) 10 ～ 13 (略)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>附則 この要綱は、平成 21 年 11 月 6 日より適用する。 附則 <u>この一部改正は、平成 21 年 12 月 11 日より適用する。</u></p>

# 茨城県県南交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（案）

制定平成21年11月6日

## （目的）

第1条 茨城県県南交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、茨城県県南交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

## （定義）

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
- 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
- 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
- 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

## （実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 地域計画の作成
- (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整
  - ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
  - ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
  - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
  - ① 協議会の運営方法
  - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

## （協議会の構成員）



第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(6)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

(注) (1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 茨城運輸支局長
- (2) 関係地方公共団体の長
  - ① 茨城県知事又はその指名する者
  - ② 土浦市長又はその指名する者
  - ③ 石岡市長又はその指名する者
  - ④ 龍ヶ崎市長又はその指名する者
  - ⑤ 取手市長又はその指名する者
  - ⑥ 牛久市長又はその指名する者
  - ⑦ つくば市長又はその指名する者
  - ⑧ 守谷市長又はその指名する者
  - ⑨ かすみがうら市長又はその指名する者
  - ⑩ つくばみらい市長又はその指名する者
  - ⑪ 小美玉市長又はその指名する者
  - ⑫ 美浦村長又はその指名する者
  - ⑬ 阿見町長又はその指名する者
  - ⑭ 河内町長又はその指名する者
  - ⑮ 利根町長又はその指名する者
  - ⑯ 稲敷市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
  - ① 茨城県ハイヤー・タクシー協会 会長
  - ② 神立ハイヤー有限会社 代表取締役
  - ③ 小坂タクシー有限会社 代表取締役
  - ④ 関鉄ハイヤー株式会社 代表取締役
- (4) 労働組合等
  - ① 茨城県交通運輸産業労働組合協議会を代表する者
  - ② 関東鉄道労働組合を代表する者
- (5) 地域住民
  - ① 土浦市商工会議所を代表する者
  - ② 茨城県消費者団体連絡会小川くらしの会を代表する者
- (6) その他協議会が必要と認める者
  - ① 茨城県警察本部 交通部 交通規制課長
  - ② 茨城労働局 労働基準部 監督課長
  - ③ 東日本旅客鉄道株式会社水戸支社 総務部 企画室長

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。

- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - (1) 会長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員の各自に1個の議決権を与える。合計28個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
  - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
    - ① 茨城運輸支局長が合意していること。
    - ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
    - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
    - ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
    - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
    - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
    - ⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
  - (3) 地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
    - ① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
    - ② 地域計画の作成に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
    - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。
    - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
    - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
  - (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 10 協議会は、地域計画作成後も定期的開催することとする。
- 11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。
- 12 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 13 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則

この要綱は、平成21年11月6日より適用する。

附則（一部改正）

この一部改正は、平成21年12月11日より適用する。

附則（一部改正）

この一部改正平成23年6月3日より適用する。